

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	株式会社アルメディオ
【英訳名】	ALMEDIO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 靖
【本店の所在の場所】	東京都国立市東1丁目4番地の12
【電話番号】	042-511-0500
【事務連絡者氏名】	取締役 関 清美
【最寄りの連絡場所】	東京都国立市東1丁目4番地の12
【電話番号】	042-511-0500
【事務連絡者氏名】	取締役 関 清美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月26日開催の当社第46期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4.5円（普通配当0円、記念配当4.5円）

配当金総額90,160,105円

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）の事業目的を変更するものであります。

事業運営における生産性の向上を目的として、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都国立市から福島県双葉郡双葉町へ変更するものであります。なお、当該変更につきましては、2026年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとして、その旨の附則を新設するとともに、当該附則は効力発生日にこれを削除するものいたします。

取締役の報酬の総額及び退職慰労金の決定方法に関する規定を定款上も明確にするため、変更案第21条を新設するものであります。

株主の皆様への利益還元を機会を充実させるため、会社法第459条第1項の定めに基づく取締役会の決議により、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができるよう、変更案第27条および現行定款26条を変更案第28条に変更し第3項を新設するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、高橋靖、関清美、吹野洋平、星島時太郎、深川敏弘の各氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員として、宮地理子氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	84,545	2,746	-	(注)1	可決 96.85
第2号議案	85,102	2,189	-	(注)2	可決 97.49
第3号議案				(注)1	
高橋 靖	76,406	10,880	-		可決 87.54
関 清美	75,645	11,641	-		可決 86.66
吹野 洋平	76,564	10,722	-		可決 87.72
星島 時太郎	76,457	10,829	-		可決 87.59
深川 敏弘	75,566	11,720	-		可決 86.57
第4号議案				(注)1	
宮地 理子	82,294	4,992	-		可決 94.28

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上